

(2) 生物多様性の保全

施策展開	平成26年度の主な取組状況	今後の方針・課題
① 生態系に応じた自然環境の保全と再生		
里地里山の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払制度により、農業の生産条件が不利な中山間地域において1,587haの農地が保全された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の多面的機能の維持・増進を図るため、今後も当該制度に係る協定締結の推進を図ることが必要である。
水辺空間の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設を適切に維持管理することが重要であることから、河川内の雑草や堆積土の除去を行うとともに、自治会等に河川草刈り作業の委託を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積土除去については、緊急性や規模などを考慮し、必要箇所を精査しながら計画的に取り組む。また、河川内の伐木についても、河川への影響を考慮しながら緊急性の高い箇所から計画的に対策を講じていく。
野生動植物の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地の自然環境の現状を把握し、自然環境保全のための基礎資料を得るため、専門家に委託して、基礎型5地域、保全型4地域の調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学術調査は多くの時間を必要とするが、データの蓄積は重要であることから、今後も地道な調査活動を継続していくことが必要である。
尾瀬保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジターセンターの管理運営を尾瀬保護財団に委託し、ミニツアーによる尾瀬の自然解説、ビジターセンター、公衆トイレ、木道などの公共施設の維持管理を行った。 ・自然保護の意識の醸成や郷土を愛する心を育むことを目的として、小中学校が尾瀬において少人数のグループでガイドを伴った環境学習を実施する場合に尾瀬学校補助金を交付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・尾瀬の保護と適正利用の推進のためには、利用者に対し尾瀬の自然について認識を深めてもらうことが大切であり、現地における活動が不可欠である。 ・尾瀬学校については、内容の更なる充実による実施校の拡大、山小屋に宿泊する学校の増加に努める。
② 野生鳥獣害対策と外来生物対策の推進		
野生鳥獣対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護法の改正に伴い、6鳥獣種（イノシシ、シカ、カモシカ、サル、クマ、カワウ）の適正管理計画を策定・変更し、適正な管理を推進した。 ・農林業被害や自然環境被害が問題となっている野生鳥獣について、捕獲の強化、侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県鳥獣被害対策基本方針に沿い、「守る」「捕る」「知る」の対策を地域、市町村、県等の協働により総合的、計画的に実施する。 ・捕獲の担い手の確保に努めるとともに、新規に取得したわな猟免許所持者を対象に研修会を開催し、捕獲技術の向上を図る。
外来生物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・外来生物法で特定外来生物に指定され、県内でも生息数の増加や分布域の拡大が懸念されるアライグマ、アメリカミンクについて、拡散状況を調査した。 ・特定外来生物のオオキンケイギクの防除について県ホームページに掲示するとともに、要望のあった市町村にチラシを提供して連携を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アライグマによる被害が拡大しているため、生息状況を明らかにするとともに、駆除等の積極的な取組が必要である。 ・特定外来生物（植物）の運搬及び保管に係る運用の普及啓発を進め、防除の気運を高める。

③ 自然とのふれあいの推進

<p>ふれあいの「場」の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立公園において、自然環境の保全と利用者の安全性も含めて適切な利用を図るため、ビジターセンターの管理や地域団体の協力による公衆トイレの清掃、道路や駐車場、公衆トイレ、登山道などの維持・補修を実施した。 ・森林公園において、給水施設揚水ポンプや転落防止柵等の改修を行い、利用者の利便性と安心・安全の向上を図った。 ・ぐんま天文台において、暗い夜空など星を見るのに適した自然環境のもと、「大型望遠鏡による観望会」や「流星群観察会」などのプログラムを実施した。 ・ぐんま昆虫の森において、昆虫を探し、直接ふれあうことにより、発見する喜びや感動を味わい、生き物と人間との関わりについて理解を深めてもらうことを目的に、里山体験、自然観察会などを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立公園や国立・国定公園は広大な区域を管理しなければならないことや、気象条件も厳しいことから、各施設の老朽化が進んでいる。県有施設の改修などについて、安全性を優先し、効率的・効果的に取り組むとともに、施設の管理などは地元の協力を得て取り組む。 ・県民が自然とのふれあいの場を求める一方で、施設の老朽化など森林公園の魅力が低下傾向である。そのため、自然環境の保全に十分配慮しながら、県民が安全で快適に施設を利用できるように施設及び森林の維持・整備を実施していく。
<p>ふれあいの「機会」の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立森林公園等をフィールドに幅広い年代層向けの森林環境教育の企画をNPOやボランティア団体から募集して委託実施した。 ・県内各地域で行われる農業体験イベントやグリーン・ツーリズムキャラバン支援を行うことにより、都市住民と農村住民の交流を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境教育については、参加者それぞれのニーズに合った企画内容を充実させ、積極的な周知・広報活動に取り組む。 ・県内には、グリーン・ツーリズムに適しているが未だ活用されていない地域資源が数多く残っているため、地域の創意工夫による地域資源の活用を支援する必要がある。
<h3>④ 森林環境の保全と適正利用</h3>		
<p>水源かん養機能等の高い森林づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的豪雨により荒廃した山地渓流内や山腹崩壊地等において、その速やかな復旧整備を図った。また、水源かん養などの公益的機能が低下した森林の整備を行った。 ・洪水や渇水の緩和、良質な飲用水等の安定的確保のため、水源かん養保安林を適正に整備するとともに、保安林機能の維持・強化を図っている。平成26年度は、既設水源かん養保安林区域の近接地に247haを指定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・治山事業については、優先・緊急度を検討し、効率的な事業執行に努める。 ・保安林に指定されると伐採や土地の形質変更、森林以外への転用等が制限されるなど、不動産としての評価が下がるため、森林所有者の同意が得にくく、保安林の配備が計画的に進まない状況があるが、引き続き、市町村や森林組合と連携して保安林制度について啓発を行い、計画的な指定に努める。

<p>再生可能資源である 県産木材の利用促進</p>	<p>・森林が多面的な機能を持続的に発揮するためには、継続的な林業経営と木材の循環利用が必要であることから、県産材を使用した住宅建設に対する助成や、教育関連施設、福祉関係施設への県産材の利用促進を図った。</p>	<p>・県内で生産された木材を使って、県内の大工・工務店が施工する木造住宅の地産地消の流れを定着させる必要がある。</p> <p>・県産材を利用することが、本県の森林・林業の再生に繋がり、また、再生可能な資源である木材の利用が地球温暖化対策にも重要であることを広く県民に普及する。</p>
<p>森林環境の保全</p>	<p>・森林ボランティア団体をはじめ県民を対象に安全講習会、技術指導、作業器具の無償貸出を行った。</p> <p>・森林ボランティア組織への活動指導研修を実施した。</p>	<p>・森林ボランティア活動への県民の参加促進や森林ボランティア団体、企業活動の充実のため「森林ボランティア支援センター」を拠点に情報の収集・発信や技術指導、資機材の貸出しなど一体的なサポートを行う。</p>

事業	事業の必要性				将来像の実現、目標に対する貢献度				成果・活動指標の傾向評価			事業の手法・効率性			
	A：状況が増大している	B：求められている	C：状況は後退している	D：目的を達成し、必要性は薄れている	A：予定を上回る効果	B：ほぼ予定通りの効果	C：予定を下回る効果	D：現時点で判断できない	A：全体として目標に向かっている(改善傾向)	B：全体として厳しい状況(悪化傾向)	C：横ばいの傾向	A：概ね妥当と考える	B：部分的見直しが必要	C：大幅な見直しが必要	D：廃止・休止の方向
里地・棚田の保全整備		○				○					○	○			
緑化推進対策		○				○					○	○			
環境保全型農業推進		○				○					○	○			
総合的病害虫・雑草管理(IPM)技術推進	○					○					○	○			
中山間地域等直接支払制度		○				○			○			○			
河川内の除草・伐木・堆積土の除去		○				○					○	○			
環境に配慮した農業用排水路等の整備		○				○					○	○			
ため池等の周辺整備		○				○					○	○			
良好な自然環境を有する地域学術調査	○					○					○		○		
自然環境保全地域整備		○				○					○		○		
漁場環境対策	○					○					○	○			
ビジターセンター運営		○				○			○				○		
尾瀬学校		○				○			○				○		
適正管理計画の推進	○					○			○			○			
有害鳥獣対策	○					○			○			○			
捕獲の担い手確保対策	○					○				○			○		
特定外来生物対策		○				○					○	○			
自然公園等整備(国立・国定公園)		○					○			○		○			
県立公園の管理整備		○					○			○		○			
森林公園整備	○					○					○	○			
ぐんま天文台の運営		○				○				○		○			
ぐんま昆虫の森の運営		○				○				○			○		
首都圏自然歩道の整備		○				○		○			○	○			
森林環境教育推進		○				○					○	○			
グリーン・ツーリズム推進	○					○				○		○			
青少年自然体験事業		○				○					○	○			
治山事業	○					○				○		○			
保安林の指定促進		○				○				○		○			
森林整備・路網整備	○						○				○			○	
ぐんまの木で家づくり支援事業		○				○				○		○			
公共施設等県産材活用推進事業		○				○					○	○			
森林ボランティア等推進	○					○				○		○			
計(32事業)	11	21			1	27	1	3	11	5	16	25	6	1	